



2025年12月26日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳
(コード番号: 8129 東証プライム市場)

問合せ先 常務執行役員 経営戦略本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

**3D Investment Partners Pte. Ltd.からの第三者委員会設置に関する書簡の受領
及びそれに対する回答書の提出に関するお知らせ**

当社社外取締役は、2025年12月3日及び同月15日、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）から、当社の過去に発生した独占禁止法違反事案に関し第三者委員会を設置するよう要望する書簡（以下「本書簡」と総称します。）を受領しました。

当社社外取締役一同は、本書簡の内容について精査・検討を行い、複数の専門家からの助言を得た上で、真摯な議論を重ねてまいりました。その結果、当社社外取締役一同は、当社が当該事案以降、再発防止策やガバナンス体制の強化策を策定・実行してきたことで、現在の当社のガバナンス・コンプライアンス体制が当該事案の発生した当時の状況とは大きく異なること、また、事案の発生から約6年から10年が経過する中、あらためて第三者委員会を設置して現状とは大きく異なる過去の調査に多大なりソースを割くよりも、未来に向けて資本効率の改善、ガバナンスの実効性強化及び人事戦略・人事制度改革等にリソースを集中させることが、企業価値の向上及び株主共同の利益の最大化に資することから、本書簡の求める第三者委員会の設置は不要であるとの結論に至りました。

本日、かかる旨の回答書（以下「本回答書」といいます。）を3Dに提出いたしましたので、お知らせいたします。本回答書の内容は、別紙をご覧ください。

当社は、2025年10月31日公表の「ガバナンス強化特別委員会の最終答申受領と提言事項を踏まえた当社の対応方針について」に記載の通り、今後もガバナンス強化と企業価値の向上に努め、株主共同の利益を確保・向上するべく全力で取り組んでまいります。

以上

2025年12月26日

3D Investment Partners Pte. Ltd. 御中

東邦ホールディングス株式会社
社外取締役一同

貴社ご要請に対するご回答

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より2025年12月3日付及び同月15日付で受領した書簡（以下「貴社書簡」と総称します。）について、社外取締役一同は、複数の専門家からの助言を得た上、真摯に協議を重ね、以下のとおりご回答申し上げます。

貴社は、貴社書簡や公表資料において、過去に発生した独占禁止法違反事案を理由に、現在も当社のガバナンスに問題があり、さらには当社取締役に善管注意義務違反が生じているおそれがある旨を指摘し、当社社外取締役に対して第三者委員会の設置を要請しております。

もっとも、当社から繰り返しご説明しているとおり、当社は、上記事案以降、当社のガバナンス・コンプライアンス体制に課題があったことを認識し、再発防止策の実施や様々なガバナンス上の変更を行い、改善に向けて真摯に取り組んできております。また、当社は、2024年8月6日付でガバナンス強化特別委員会を設置し、同年9月から2025年10月にかけて当該事案の背景等の考究を含むガバナンス体制の強化に向けた議論を実施し、同月9日に同委員会から当社取締役会に対して最終答申が行われており、当社取締役会は、最終答申で提言された事項を着実に実行に移すため、12項目からなる具体的な取り組み方針を策定の上、コンプライアンスの徹底及びガバナンス体制の強化に向けた改革の実行を進めております。

このように、当社は、上記の独占禁止法違反事案も踏まえた再発防止策やガバナンス体制の強化策を策定・実行しており、現在の当社のガバナンス・コンプライアンス体制は、当該事案が発生した当時の当社の状況とは大きく異なります。そのため、貴社が入手された枝廣取締役及び馬田取締役の供述調書を踏まえても、第三者委員会を設置し、当該事案発生当時の状況について調査を行った上で再発防止策の提言を受ける必要性は乏しいと考えております。事案の発生から約6年から10年が経過し、判明からも約5年以上が既に経過している中、あらためて第三者委員会を設置して現状とは大きく異なる過去の調査に多大なリソースを割くことよりも、未来に向けて資本効率の改善、ガバナンスの実効性強化及び人事戦

略・人事制度改革等にリソースを集中させることが、企業価値の向上及び株主共同の利益の最大化に資すると考えております。

また、貴社は、2025年12月15日付で当社監査等委員会に対して提訴請求を行い、同日付の貴社書簡において、第三者委員会において、経営陣の法的責任の有無が核心的論点として扱われるべき旨を主張されており、貴社の第三者委員会設置の狙いは、経営陣の法的責任の追及にあると考えられます。しかし、一般に、第三者委員会は関係者の法的責任追及を直接の目的にするものではないと考えられており、貴社の提訴請求やご要請を踏まえましても、役員個人の法的責任追及を目的とする第三者委員会の設置は不要であると考えております。なお、上記提訴請求については、当社監査等委員会において、会社法の趣旨に則り適切に対応する予定です。

社外取締役一同といたしましては、貴社よりいただきましたご指摘等も踏まえて、コンプライアンスの徹底とガバナンス体制の強化に向けて、引き続き真摯かつ着実に取り組み、企業価値の持続的な向上を実現していく所存ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具